

泉佐野市木造住宅耐震改修設計・改修工事補助制度

○補助対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

- ① 原則として昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅（一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅）また、店舗等を兼ねる住宅については、床面積の1/2以上を住宅の用途に使用しているもの
ただし、賃貸住宅は補助対象とはなりません
- ② 耐震診断結果の評点が1.0未満であるもの
- ③ 現に居住し又はこれから居住しようとするもの

○次のいずれにも該当するもので補助対象となる改修設計・改修工事

（耐震シェルター設置工事を含む）

- ①耐震診断の結果の評点が1.0未満の木造住宅において、耐震改修工事後の評点が1.0以上まで高める計画
- ②耐震改修技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う工事で、耐震改修技術者により工事監理を行うもの
- ③耐震改修技術者とは建築士であって、次のいずれかに該当する者
 - ア) 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、受講修了者名簿に登録されている者
 - イ) 平成24年度以降に一般社団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を終了し、終了証の交付を受けた者
 - ウ) ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

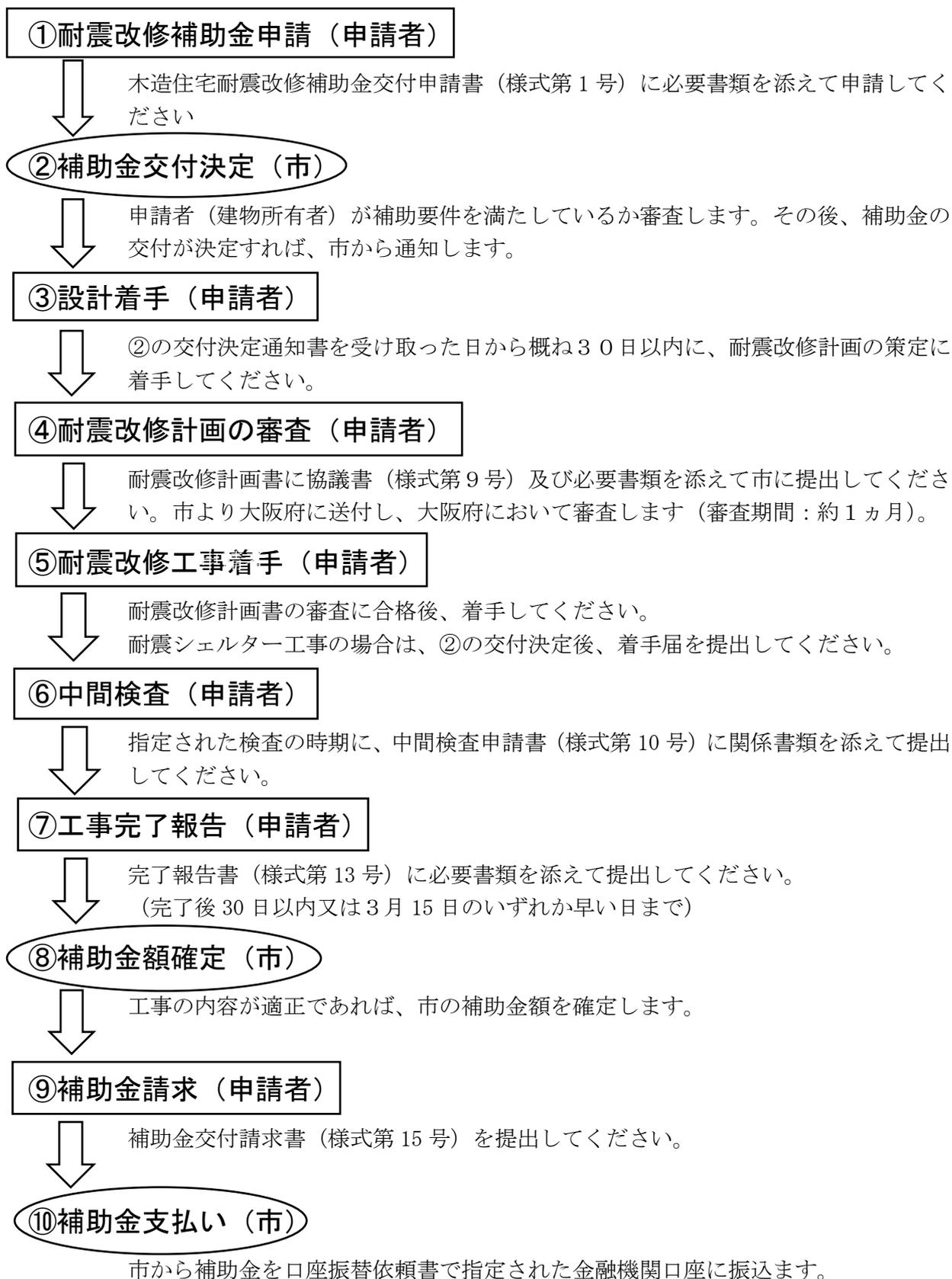
○補助対象者

補助対象となる建築物を所有する個人で、所有者の直近の課税所得合計金額が5,070,000円未満で、市税に未納がない方、泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない方

○補助金額

- ①耐震設計の補助金
耐震改修計画の作成に要する費用に0.7を乗じた額で上限10万円（千円未満は切捨て）
ただし、耐震シェルター工事の場合は、耐震設計補助金はありません
- ②耐震改修工事の補助額（千円未満切捨て）
 - ア) 補助対象者の課税所得合計が5,070,000円未満の場合 上限70万円
 - イ) 補助対象者の属する世帯全員の月額所得合計が214,000円以下の場合 上限90万円
- ③空き家の耐震改修工事の場合
②のア) 又はイ) に50万円を加算（空き家とは、1年以上使用実績のないもの）

耐震改修設計・改修工事補助フロー



必要書類チェックシート

① 耐震補助金申請

- 木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- 付近見取り図
- 申請建物の確認済証の写し
- 耐震改修工事前の耐震診断報告書
- 耐震改修技術者であることを証する書類
- 耐震改修設計見積書（工事監理費を除く）
- 耐震改修工事見積書（耐震改修工事のみ、シェルター工事の場合）
- 補助対象建築物の全部事項証明書又はその写し
（*大阪法務局岸和田支局 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物所有者の直近の所得証明書（*市税務課 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物所有者等の市税に未納のない証明書（*市税務課 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）からの耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
- 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
- 申請者以外が申請事務等を行う場合は、委任状
- その他必要な書類

補助金額90万円の場合(上記書類以外)

- 補助対象建築物所有者の属する世帯全員の住民票（*市民課 発行3ヶ月以内）
- 補助対象建築物所有者の属する世帯全員の所得証明書（*市税務課 発行3ヶ月以内）

② 補助金交付決定（市）

③ 設計着手

- 木造住宅耐震改修着手届（様式第4号）

④ 耐震改修計画の審査

- 木造住宅耐震改修協議書（様式第9号）
- 補助対象建築物の現況図及び耐震改修計画が分かる図面等
（耐震改修計画事前審査用 必要書類チェックリスト参照） 2部
- その他

⑤ 工事着手

耐震改修計画の審査に合格後、着手してください。

⑥ 中間検査

- 木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第10号）
- 木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- 工事請負契約書の写し
- 使用金物及び木材の出荷伝票
- 連続繊維補強材の出荷伝票
- 耐震改修工事写真
- その他

⑦ 工事完了報告

- 木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第13号）
- 木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- 中間検査合格証の写し
- 耐震改修工事写真
- 耐震改修工事費用に係る請求書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
- 耐震改修工事費用に係る支払いの領収書の写し
- 使用金物及び木材の出荷伝票
- 連続繊維補強材の出荷伝票
- その他

⑧ 補助金額確定(市)

⑨ 補助金請求

- 木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第15号）
- 振込先の金融機関名、口座の種類、口座番号及び口座名義人のわかる通帳ページの写し

⑩ 補助金支払い(市)

注意事項

○耐震改修設計・改修工事を行う前に、交付申請を行ってください。

申請に提出された書類を審査し、補助要件に適合していることを確認の上で、交付決定を申請者に通知します。

交付決定を受ける前に工事契約の締結、耐震改修設計・改修工事の着手を行った場合は、補助申請を受付けることができません。

○本補助制度については、各年度の予算の範囲内で行います。予算額に達し場合などは、年度途中で受付を終了することがあります。

○各種提出書類は、必要書類一式をまとめて窓口まで持参してください。

受付前に市担当職員が提出書類の確認を行い、不足や不備がなければ受付いたします。書類の確認に日数を要する場合がありますのでご了承ください。

○改修計画の設計審査は大阪府で行いますので、日数がかかる場合がありますので余裕のあるスケジュールでお願いします。

○補助金の支払いは、改修工事の完了後、補助金額の確定してからとなります。